

南九共済からのお知らせ

令和6年度の通常総代会において、
当組合の共済商品について掛金改定・けん引自動車特約の新設・車両共済の充実が承認されました!!

基本掛金の引き下げ



営業用普通貨物自動車2t超の基本掛金を
対人共済で5%・対物共済で3%引き下げます!!

当組合の主力商品であり、契約台数の**約50%**を占めており、さらには、対人・対物共済の掛金収入の**約77%**を占める**営業用普通貨物自動車2t超**の基本掛金を引き下げます!!

けん引自動車の対物賠償特約の新設

組合員様から要望をいただいております**他社のトレーラー**をけん引する際に発生する事故に対応するため
に特約を新設いたしました。

対物共済掛金の**70%**の特約掛金で他社のトレーラーをけん引中の事故(駐車・停車中は除きます)による他社トレーラーの損害を補償することができます。

※自社トレーラー及び積荷はこの特約の対象ではありません。

車両共済の価格細分化

組合員様から要望をいただいております車両共済の共済金額が50万円及び100万円刻みの価格帯を**10万円刻み**にすることで、より時価額に沿った車両共済の補償が可能となりました。

今回の共済規程等の改正については、認可手続きの後、
令和6年10月1日から施行予定となっております。